

庄内広域水道企業団特別職に属する者の報酬に関する条例

令和8年2月4日

条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項の規定に基づき、庄内広域水道企業団(以下「企業団」という。)の特別職に属する者の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(企業長等の報酬)

第2条 企業長、副企業長及び議会議員には、報酬を支給しない。

(監査委員の報酬等)

第3条 監査委員がその職務に従事したときは、報酬を支給する。

2 監査委員に支給する報酬の額は、日額4,000円とする。

(附属機関の委員等の報酬等)

第4条 附属機関の委員等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置された附属機関を組織する委員その他の構成員をいう。以下同じ。)がその職務に従事したときは、報酬を支給する。

2 附属機関の委員等に支給する報酬の額は、日額5,300円とする。

(支給方法)

第4条 前条の報酬の支給方法は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。